(c)　周遊エリア

東北自動車道の白河インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで及び岩城インターチェンジから秋田空港インターチェンジまで、磐越自動車道のいわき三和インターチェンジから西会津インターチェンジまで並びに常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）の全区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

1．(3)⑯ニ(ハ)を次のとおり改める。

(ハ)　実施する期間

平成28年６月３日から同年10月31日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成28年７月19日、平成28年８月10日、平成28年８月11日、平成28年８月16日、平成28年８月17日、平成28年８月18日、平成28年９月20日、平成28年９月21日、平成28年９月22日及び平成28年10月11日。

1．(3)⑯ニ(ホ)及びヘ(ホ)のうち、「又はＥＴＣ前納割引」を削る。

1．(3)⑯ヘ(ハ)のうち、「平成27年９月１日」を「平成28年９月１日」に改める。

1．(3)⑯カの次に次のとおり加える。

ヨ　信州歴史めぐりフリーパス

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ニ)(a)に定める区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(b)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）又は(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間に(ニ)(b)に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料金の合計額	
	首都圏発着型	周遊型
軽自動車等	7,500円	4,500円
普通車	9,500円	5,500円

(ハ)　実施する期間

平成28年５月20日から同年７月31日まで。

(ニ)　適用区間

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから境古河インターチェンジまでの区間並びに中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまで並びに中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））の寒川南インターチェンジから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間。

(b)　周遊エリア

関越自動車道の碓氷軽井沢インターチェンジから信濃町インターチェンジまで及び長野自動車道の安曇野インターチェンジから更埴ジャンクションまでの区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道西宮線の諏訪南インターチェンジから飯田山本インターチェンジまで及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

タ　東北横断自動車道釜石秋田線における割引

(イ)　割引をする自動車

(ニ)に定める適用区間のみを通行する全自動車。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用した後の料金の額は０円とする。

(ハ)　実施する期間

平成28年６月１日から同年６月30日まで。

(ニ)　適用区間

秋田自動車道の北上西インターチェンジと湯田インターチェンジ相互間。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第13号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．(3)⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成28年５月19日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

企画割引「信州歴史めぐりフリーパス」

１．割引をする自動車

(1)　首都圏発着長野県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する３日間以内に、４(1)に定める区間内のインターチェンジから４(2)に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、４(2)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、中日本高速道路株式会社及び東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込がなされている場合に限る。以下同じ。）並びに４(1)に定める区間内のインターチェンジから４(2)に定める区間内のインターチェンジまで１往復する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

(2)　長野県域周遊プラン

３に定める期間のうち連続する２日間以内に、４(2)に定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。